

奈良県建設工事等発注事務に係る不当な働きかけへの対応要領

(目的)

第1条 この要領は、県土マネジメント部における建設工事等の発注事務に関し、職員が不当な働きかけを受けた場合の対応に必要な事項を定め、組織としての適切な対応の徹底を図るとともに、発注事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設コンサルタント業務、測量業務、建築設計業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。

2 この要領において「発注事務」とは、資格審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の決定、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査及び支払い並びに契約履行状況の確認及び評価等、発注全般に係る事務をいう。

3 この要領において「職員」とは、知事、副知事及び県土マネジメント部に所属する職員をいう。

4 この要領において「不当な働きかけ」とは、建設工事等の資格審査又は発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為（陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず第2項の内容を含む意思表示をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特定の事業者の参加又は不参加に関する要求行為

(2) 特定の事業者の受注又は非受注に関する要求行為

(3) 公表前における、予定価格、低入札価格調査基準価格、最低制限価格又は総合評価落札方式（加算点又はこれらを推測できる金額、数値等を含む。）に関する情報漏えい要求行為

(4) 公表前における入札参加者についての情報漏えい要求行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定の事業者への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為等

5 次に掲げる行為は、前項の不当な働きかけに該当しない。

(1) 入札公告等に基づく設計書に対する質問等、入札・契約手続に関する事実の

確認であることが明らかなもの

- (2) 個別具体の契約に関するものではない、発注全般に係る陳情、要望、提言、意見等にとどまるもの
- (3) 通常の営業行為の範囲内であることが明らかであるもの
- (4) 県議会、審議会、公聴会等の不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの

(不当な働きかけに対する職員の対応)

第3条 職員は、不当な働きかけに対して応じてはならない。

- 2 職員は、不当な働きかけに該当するおそれがあると思料する要求行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する要求行為を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、当該相手方に対して、奈良県県土マネジメント部公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）において当該要求行為が不当な働きかけに該当するか否かについて判断されること及び不当な働きかけを行った者が入札参加資格者である場合は入札参加停止措置の対象となる可能性がある旨告知するものとする。

(記録及び報告等)

- 第4条 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する要求行為を受けたときは、速やかに第1号様式（不当な働きかけ対応記録票）を作成し、所属長に報告するものとする。
- 2 所属長は、前項の報告を受け、不当な働きかけであると認められるときは、調査委員会に報告するものとする。

(不当な働きかけに対する措置)

- 第5条 調査委員会は、前条第2項の報告を受けたときは、不当な働きかけに該当すると思料する要求行為について審議する。
- 2 調査委員会は、前項の要求行為について審議した結果、当該要求行為が不当な働きかけに該当するおそれがあると判断した場合は、当該要求行為を行った者その他調査委員会が必要と認めた者に対し事情聴取を行うものとする。
 - 3 調査委員会は、前項による事情聴取結果を審議し、当該要求行為が不当な働き

かけに該当するか否かの判断を行い、不当な働きかけに該当すると判断した場合は、第2号様式（不当な働きかけ記録簿）に登載するものとする。

4 知事は、前項により調査委員会が、当該要求行為が不当な働きかけに該当すると判断した場合であって、当該不当な働きかけを行った者が、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領第2条第2号に規定する入札参加資格者であるときは、同要領に基づき入札参加停止措置を講じるものとする。

5 知事は、第3項により調査委員会が、当該要求行為が不当な働きかけに該当すると判断した場合は、直近の奈良県入札監視委員会に状況等を報告するものとする

（関係機関への通報等）

第6条 県土マネジメント部長は、前条第3項により不当な働きかけに該当すると判断された場合は、第3号様式（不当な働きかけに関する資料送付について）により公正取引委員会に通報するものとする。また、必要に応じ警察本部に通報するものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

不当な働きかけ対応記録票

日時	年 月 日 時 分～ 時 分
場所	
相手方	
対応者	
不当な働きかけの内容	
対応状況	
備考	

上記のとおり報告します。

所属長 殿

所 属 :

職・氏名 :

[第2号様式（第5条関係）]

不当な働きかけ記録簿

番号	不当な働きかけ を受けた日	担当課名	相手方	内容

[第3号様式（第6条関係）]

第 号
年 月 日

公正取引委員会

近畿中国四国事務所長 殿

奈良県県土マネジメント部長

不当な働きかけに関する資料送付について

標記について、下記のとおり不当な働きかけがありましたので報告します。

記

日時	年 月 日 時 分～ 時 分
場所	
相手方	
対応者	
不当な働きかけの内容	
対応状況	
備考	